

			事業名	主な取り組み	課 名	令和4年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和4年度の実績 (左記に対する実績・成果物)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和5年度の取り組み予定 (内容・時期)
【消費生活の環境基盤整備】 1-1 関係機関との連携の強化	(1) 関係機関とのネットワークの強化	1	市役所内ネットワークの強化	総合的な取り組みができるように、市役所内関係部署などが横断的に連携し、ネットワークの強化を図り、消費生活の基盤整備を推進します。多重債務者問題などのトピックスをテーマとした市役所内研修や連絡会を開催することで、関係部署相互の理解と連携を促進します。	消費生活センター	引き続き会議に参加し、関係所管との情報共有、連携に努めていく。 多重債務問題庁内連絡会を10月頃開催予定。 定期的に開催することにより、関係所管との連携を深めていく。	下記の会議に参加し情報共有を図った。 ・包括的な地域福祉ネットワーク会議 1回参加(11月) ・重層的支援会議(個別案件) 1回参加(3月) また、10月、多重債務問題庁内連絡会(17課中12課、15人参加)を実施し、日本貸金業協会講師による研修を行った。	福祉部関連の会議では、市内で起きている課題の情報が共有され、消費者トラブルの解決にも有益な情報が得られることから相談業務にも役立っている。	引き続き、関係所管の開催する会議に参加し、(関係所管との)情報共有、連携に努めていく。 多重債務問題庁内連絡会を10月頃開催予定。 定期的に開催することにより、関係所管との連携を深めていく。
		2	地域のネットワークづくり	地域のコミュニティ機能のさらなる向上を目指し、警察、町会・自治会、商店会、商工会議所、民生委員児童委員協議会、高齢者あんしん相談センターなどのネットワークづくりに取り組みます。	消費生活センター	高齢者あんしん相談センター定例会(高齢者福祉課)、民生委員会長会(福祉政策課)、シニアクラブ連合会などの開催情報をキャッチし、効果的に情報発信を行い、連携の強化を図る。	・高齢者あんしん相談センターに国・都・市の消費生活に関する(情報を)情報提供を行った。 4月～3月(毎月) ・高齢者あんしん相談センターと共催で、ケアマネジャー・高齢者あんしん相談センター職員を対象に「高齢者見守り講座」をオンラインで開催した。3回・15相談センターと共催、受講者83名 ・高齢者あんしん相談センター(めじろ台)の広報紙に消費者トラブルの注意喚起情報を提供 ・地域ケア会議(高尾)に参加し、グループワークで 消費者トラブルについて情報提供した。 ・警察、相談センターとの連携で消費者トラブルの防止、被害救済に繋がった。 ・商店会連合会主催のあきんど祭り(1月)で、靈感商法及び消費者トラブル注意喚起グッズ配布(800件対象)	今年度は、高齢者の生活に身近なケアマネジャー及びあんしん相談センター職員向けに初めてオンラインの「見守り講座」を実施したことで、相談センターとの接点や情報交換が可能となった。	引き続き、「高齢者見守り講座」を高齢者あんしん相談センターの6ブロック中、未実施のブロックにオンライン等で提供する。
		3	消費者団体への支援	安全・安心な消費生活が実現できるように、八王子市消費者団体連絡会を中心に、情報交換や地域の消費者団体などへの活動支援・連携強化を図ります。	消費生活センター	消費者団体への活動支援・連携強化を行いながら、連絡会への加入促進を図る。	新たに3団体(IT技術を活用した地域課題解決を行う団体・保健生活協同組合・食と健康を地域で広める団体)が加盟したことで、今までにない最新情報と意見交換が行えた。また、消費生活フェスティバルを開催し、消費生活情報を提供したほか、各種講座を実施することにより、学習の機会を提供した。 ・消費者団体連絡会:3回開催	消費者団体加盟を3団体増やすことができ、市民の身近で消費生活に関する活動を進めるため、連絡会で情報・意見交換を行った。 また、消費生活フェスティバルを対面で開催することにより、消費生活情報を直接市民へ提供することができた。	消費者団体連絡会を開催し、最新の情報交換を行う。また、消費生活フェスティバルを開催し、消費生活情報を提供するほか、各種講座を実施することにより、学習の機会を提供する。 ・消費者団体連絡会: 3回開催 ・消費生活フェスティバル:2月 ・出前講座
		4	警察との連携強化	悪質商法や詐欺などに対しては、警察など関係機関と連携強化を図ります。	消費生活センター	会議やイベントへの参加を通して情報交換・情報共有を行い、関係機関との連携を強化する。	消費生活審議会においてオブザーバーとして警察からの参加を依頼し、情報提供・共有を図り連携を強化した。 ・第1回消費生活審議会開催(6月30日)	警察から消費生活審議会へオブザーバー参加をしてもらい、被害の実態、被害防止のための取り組みやアドバイスをもらうことにより、実態の共有や情報交換をすることができ、相互の連携を強化することができた。	会議やイベントへの参加を通して情報交換・情報共有を行い、関係機関との連携を強化する。
					防犯課	前年同様に自動通話録音機を購入し、警察署やケアマネージャー等と協力しながら特殊詐欺被害に遭った方、被害に遭いそうな高齢者世帯を主な対象に積極的に貸与する。 また、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント等の啓発の場が減っているため、非接触型であらゆる媒体を通じて、被害に遭いやすい高齢者の子や孫世代への啓発も強化する。	・メール配信回数:293回(特殊詐欺被害発生状況を含めた各種防犯情報) ・特殊詐欺多発地域の町会自治会へ特殊詐欺啓発チラシの掲示・回覧依頼、またチラシのポスティング等 ・防犯指導員による活動回数:121回 ・自動通話録音機貸与台数:280台(令和4年度(2022年度)) ・JR八王子駅などで警察署、地域住民と連携し特殊詐欺被害防止キャンペーンを実施。 ・中学生職場体験実習の際に警察署とともに特殊詐欺被害防止キャンペーンを実施。 ・防犯防災フェア、消費生活フェスティバル、NPOフェスティバルでの啓発。 ・防災行政無線活用の検討	警察署などの関係機関と連携しながら、各種対策を行ってきたものの、特殊詐欺被害は依然として猛威を振るっている状況のため、注意啓発の対象を広げ、またその方法をさらに工夫するなど、より一層の取り組みを行い、更なる被害防止を図る。 令和4年(2022年)市内特殊詐欺被害 約2億2,200万円 89件 (参考)令和3年(2021年)同被害 約1億4,200万円 75件	国交付金を活用の上、前年同様に自動通話録音機を購入し、警察署やケアマネージャー等と協力しながら特殊詐欺被害に遭った方、被害に遭いそうな高齢者世帯を主な対象に積極的に貸与する。 また、新型コロナウイルス感染症の収束にともない、各種イベント啓発の機会が増加傾向にあるため、この機会を生かし高齢者やその家族に向けた啓発を強化する。 偶数月の年金支給日に防災行政無線を活用し、特殊詐欺被害防止の呼びかけを行う。

			事業名	主な取り組み	課 名	令和4年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和4年度の実績 (左記に対する実績・成果物)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和5年度の取り組み予定 (内容・時期)
「続」消費生活の環境基盤整備 1-1 関係機関と	(2) 事業者、商店会等との連携強化	1	商店街活性化の推進	地域での買い物の環境が充実することで、商店街が地域コミュニティの核としての役割を果たし、互いに顔の見える安心できる消費生活の環境が促進できるよう、地域商店街の活性化を推進します。	産業振興推進課	引き続き、商店街の会合等の機会に商店会連合会の存在をPRし、加入促進につなげる。	新型コロナウイルス感染症拡大防止により、訪問活動の自粛により加入促進活動ができなかった。	訪問活動の自粛により、加入促進活動ができなかったが、団体の会合等の機会に商店会連合会の存在をPRした。	引き続き、商店街の会合等の機会に商店会連合会の存在をPRし、加入促進につなげる。
		2	事業者指導の実施	食の安全に関する知識と理解の推進として、許可更新時における事業者向けの講習会や実務者講習会を通じて、食中毒防止、食品の取り扱い、食の安全に関する情報提供と指導を実施します。	生活衛生課	・事業者向け講習会(毎月) ・実務者講習会(2回、7・11月) ※新型コロナウイルスの影響のため変更の可能性あり。	事業者向け講習会は、11月から3月まで開催し、延べ8回開催した。 実務者講習会は、7月と11月に開催した。	・八王子市ホームページを通じ、事業者 に食中毒予防等に必要な知識や対応 方法を情報提供した。 ・食品衛生上の観点から、事業者に対する指導は継続的に実施していく必要がある。	・事業者向け講習会(毎月) ・実務者講習会(2回、7・11月)
		3	事業者への啓発	商店会や商工会議所とも連携し、事業者に対して、法令遵守、消費者への適切な情報提供について啓発を行います。	消費生活センター	市域を4分割し、引き続き立入検査を実施するとともに、商店会などと連携し、法令順守、啓発を推進する。 実施時期:9月 検査地域:北東地域	製品安全4法及び家庭用品品質表示法に基づき、販売店で陳列・販売されている商品に、適切な表示がされているかの立入検査を実施した際に、表示に関する冊子の配付や説明を行い、販売時における法的責務の再確認を促した。 検査時期:10月 検査地域:北西地域 電気用品:2店舗(4機種) ガス用品:2店舗(1機種) 液化石油ガス器具:2店舗(1機種) 消費生活用製品:2店舗(6機種) 家庭用品:2店舗(54品目)	立入検査を実施し、事業者に対しPSマークの説明を行うなど、販売店の表示に対する認識の向上を図ることができた。	市域を4分割し、引き続き立入検査を実施するとともに、商店会などと連携し、法令順守、啓発を推進する。 実施時期:9月 検査地域:北東地域
		4	商店会、商工会議所との連携	商店会や商工会議所など、地域の経済団体の実施するイベントに参加し、消費者に身近なところで消費生活センターや消費生活に関する様々な情報を提供していきます。	消費生活センター	今後も情報交換や連携の機会を絶やさないようにする。	商店会連合会主催のあきんど祭りで靈感商法・悪質商法の注意喚起を行わせてもらった。 1月・800人対象	商店会連合会や商工会議所との関係をつくり、情報交換を行う機会を持てた。	今後も情報交換や連携の機会を絶やさないようにする。
					産業振興推進課	各団体のイベントの実施状況をみながら、情報提供の方法などを検討していく。4月～3月	新型コロナウイルス感染症拡大防止により、イベントを中止または規模を縮小しての開催としたため、直接の情報提供をする機会は少なかったが、東京都の支援事業についてメールで提供した。	情報提供の方法をメールにする等デジタル化を進め、各団体内での情報共有を促した。メールが受け取れない団体には郵送で情報提供した。	引き続き、各団体のイベントの実施状況をみながら、情報提供の方法などを検討していく。4月～3月

			事業名	主な取り組み	課 名	令和4年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和4年度の実績 (左記に対する実績・成果物)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和5年度の取り組み予定 (内容・時期)
の連携の強化		5	計量業務を通じての事業者との連携	中核市移行で権限委譲された「計量業務」を実施する機会を利用して、個人営業店を含めた事業者への情報提供及び情報収集を積極的に行い連携の強化を図ります。	消費生活センター	計量法に基づくはかりの定期検査、商品量目立入検査の機会を利用し、計量制度の周知啓発を行い、事業者と一体となった正確な計量の実施の確保に努める。 定期検査実施期間：4月～8月 立入検査実施時期：(前期)6月～8月 (後期)10月～12月	市内西部地域を対象に小型はかり、市内全域を対象に大型はかりの定期検査を実施した。 また、スーパーマーケットや専門店を対象に商品量目立入検査を実施するとともに、計量制度の周知を図った。 【定期検査】 検査期間：4月～7月 検査戸数：408件 検査個数：はかり 851個 分銅・おもり 169個 【立入検査】 検査時期：6月～8月 検査地域：北東 検査戸数：74件 検査個数：899個 検査時期：10月～12月 検査地域：北西 検査戸数：70件 検査個数：1,114個	はかりの定期検査、商品量目立入検査、商品買取検査を実施し、正確な計量の実施を確保した。また、検査結果をホームページで発信することで、計量情報の周知が図られた。	計量法に基づくはかりの定期検査、商品量目立入検査の機会を利用し、計量制度の周知啓発を行い、事業者と一体となった正確な計量の実施の確保に努める。 定期検査実施期間：5月～8月 立入検査実施時期：(前期)6月・7月 (後期)10月・11月

			事業名	主な取り組み	課 名	令和4年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和4年度の実績 (左記に対する実績・成果物)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和5年度の取り組み予定 (内容・時期)
【消費生活の環境基盤整備】 1―2 安心できる市内消費環境づくり	(1) 情報の収集と効果的な発信	1	事故情報などの迅速な提供	商品の重大事故などが発生した場合は、消費者庁をはじめ関係機関と連携し、市民への迅速な情報提供を行います。	消費生活センター	消費者事故等の通知手順については4年度末をめどに再度発信する。今後も定期的(2年に一度程度)に情報を発信し、人事異動があっても対応が途切れないよう努める。	・センターでの相談のうち重大事故等に該当する案件について、消費者庁への通知を行った。(5件) ・通知を行った案件のうち、1件が消費者庁から公表された。 ・重大事故等に関する国や都からの通知を、関係所管にメールを転送するなど、迅速な情報提供に努めた。	消費者事故等の通知が庁内に周知され、重大事故等の通知が担当所管から直接消費者庁になされている。	消費者事故等の通知手順については内容を整理して5年度中に関係所管へ再度発信する。今後も定期的に情報を発信して、継続して報告が上がるように務める。する。
		2	市民への安全情報の提供	商品やサービスの安全性について、国や東京都など関係機関と連携して、適宜、市ホームページ等により情報提供を行うとともに、消費生活講座などを通じて市民に情報提供を行います。	消費生活センター	引き続き、関係機関からの注意喚起情報など、市民への情報提供を行う。 新型コロナウイルスの状況に注視しながら、講座を実施し、市民への情報提供を行う。	・関係機関からの注意喚起情報などを館内や本庁にポスター掲示したり、チラシを配架するなど、市民への情報提供に努めた。 ・新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら出前講座や消費生活講座等を実施し、市民に情報提供を行うことができた。 出前講座(6回 84名) 消費生活教育講座(1回24名) 消費生活講座(2回 50名)	注意喚起情報を適宜発信することで、危険から身を守るための啓発が効果的にできた。	引き続き、関係機関からの注意喚起情報など、市民への情報提供を行う。
		3	関係機関との情報共有	消費者庁、(独)国民生活センター、東京都消費生活総合センター、警察などの関係機関への迅速な情報提供や相談に関する連携が悪徳商法などへの対応には不可欠なため、各機関との連携を緊密にし、適切かつ迅速な情報提供を行います。	消費生活センター	引き続き、関係機関への情報提供や相談に関する連携を行い、情報共有を重ねていくことでネットワークの強化を図る。	・東京都と連携して「高齢者悪質商法被害防止キャンペーン」を実施し、市内公共機関等へリーフレットを配布し、情報共有に努めた。 ・東京都と連携して「若者悪質商法被害防止キャンペーン」を実施し情報共有を図った。 ・市単独で開催していた「高齢者見守り講座」を高齢者あんしん相談センターと共催で実施して、知識・情報の共有を図りネットワークの強化に務めた。	関係機関との情報情報共有や相談に関する連携が、効果的にできた。 今後もネットワークの強化を図っていく必要がある。	引き続き、関係機関への情報提供や相談に関する連携を行い、情報共有を重ねていくことでネットワークの強化を図る。
		4	知識の普及・啓発	消費生活啓発推進委員と共に消費者の消費生活に関する知識の普及に取り組めます。	消費生活センター	消費生活啓発推進委員と協働で各フェスティバルでの消費生活に関する知識の普及に取り組む。また、消費生活ニュースやくらしのレポートにより、定期的に情報提供を行う。 さらに、東京都消費者月間実行委員会、消費生活啓発推進委員会、消費生活センターの共催により、講演会を実施して知識の普及に努める。 ・環境フェスティバル:6月 ・生涯学習フェスティバル:10月 ・月間講演会八王子会場:11月 ・消費生活フェスティバル:2月 ・消費生活ニュース:毎月発行 12回 ・くらしのレポート:4・7・12・3月号発行 4回 ・広報「消費生活特集号」発行	消費生活啓発推進委員会と協働で「消費生活ニュース」や「くらしのレポート」を作成し、消費生活に関する知識の普及に取り組んだ。 ・環境フェスティバル:6月実施 ・生涯学習フェスティバル:10月実施 ・月間講演会八王子会場:11/30 59名 ・消費生活フェスティバル:2/4開催 366人来場 ・消費生活ニュース:毎月発行 12回 ・くらしのレポート:4・7・12・3月号発行 4回 ・広報「消費生活特集号」発行	消費生活フェスティバルを実開催することが可能となり、対面で消費生活情報を提供することができた。また、月間講演会では、コロナ禍において参加者にタイムリーな情報を提供することができた。 そのほか、消費生活ニュース、くらしのレポートを消費生活啓発推進委員会と共に発行し、最新の消費生活情報の提供と知識の普及を図ることができた。	消費生活啓発推進委員と協働で各フェスティバルでの消費生活に関する知識の普及に取り組む。また、消費生活ニュースやくらしのレポートにより、定期的に情報提供を行う。 さらに、東京都消費者月間実行委員会、消費生活啓発推進委員会、消費生活センターの共催により、講演会を実施して知識の普及に努める。 ・環境フェスティバル:6月 ・生涯学習フェスティバル:10月 ・月間講演会八王子会場:11月 ・消費生活フェスティバル:2月 ・消費生活ニュース:毎月発行 12回 ・くらしのレポート:4・7・12・3月号発行 4回 ・広報「消費生活特集号」発行
		5	消費生活ニュース、くらしのレポートの発行	定期的に「消費生活ニュース」、「くらしのレポート」の発行を行い、消費生活に関する情報を提供します。	消費生活センター	「消費生活ニュース」や「くらしのレポート」の認知が一層進むよう、内容の充実や周知を図る。	「消費生活ニュース」と「くらしのレポート」の発行により、消費生活に関する情報を提供する。 ・消費生活ニュース:原則毎月発行 12回 R4.4～R5.3月号 ・くらしのレポート:4・7・12・3月号発行 4回	消費生活ニュースでは、消費生活相談に多く寄せられた内容に関する啓発などを取り上げ、町会や高齢者あんしん相談センターなどの回覧などにも利用された。また、SNSでの発信を見てのご意見なども市民から寄せられた。	「消費生活ニュース」や「くらしのレポート」の認知が一層進むよう、内容の充実や周知を図る。

			事業名	主な取り組み	課 名	令和4年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和4年度の実績 (左記に対する実績・成果物)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和5年度の取り組み予定 (内容・時期)
「続」【消費生活の環境基盤整備】 1―2 安心できる市内消費環境づくり	(2) 商品・サービスの安全性の確保	1	食の安全確保と情報提供	食品衛生法に基づく必要な食品検査を実施し、食の安全確保に取り組みます。また、市民や事業者に対する講習会や講座、広報などを通して食の安全・安心に関する知識と理解の促進を図ります。	生活衛生課	・食品検査(随時) ・事業者向け講習会(毎月) ・実務者講習会(2回、7・11月) ・街頭相談(1回、10月) ・出前講座 ※新型コロナウイルスの影響のため変更の可能性あり。	・市内で製造及び流通する食品検査を180検体実施した。 事業者向け講習会は、11月から3月まで開催し、延べ8回開催した。 実務者講習会は、7月と11月に開催した。 ・10月に食に関する街頭相談を八王子食品衛生協会と共催する予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催しなかった。 ・市民からの依頼による出前講座は、2回開催した。	・市内で製造及び流通する食品について検査を実施し、安全確保に努めるとともに、結果を市民に公表し、安全安心の推進に寄与することが出来た。 ・事業者向け講習会は、八王子市ホームページを通じ、食の安全・安心に関する情報提供をに行うことが出来た。	・食品検査(随時) ・事業者向け講習会(毎月) ・実務者講習会(2回、7・11月) ・街頭相談(1回、10月) ・出前講座
		2	住まいの相談会の実施	住まいの安全を確保するために、木造住宅の耐震診断、増改築や修繕などの相談会を実施します。	住宅政策課	継続実施 ・住宅増改築相談:月～金(8時30分～17時) ・住まいのなんでも相談会:毎月(2日～5日間)	市民が安心して住宅のリフォーム相談が出来るよう市内の施工業者の団体を紹介する「住宅増改築相談」を実施した。 また、本庁舎市民ロビーで市内の施工業者団体による「住まいのなんでも相談会」を実施した。 ・住宅増改築相談: 40件 ・住まいのなんでも相談会:開催日数 31日 相談件数 59件 ・耐震フェア(耐震フェア会場内で、住まいのなんでも相談会を開催) :開催日数 2日 相談件数 17件	市の事業として実施することで、市民が安心して住宅に関する相談をすることができている。	継続実施 ・住宅増改築相談:月～金(8時30分～17時) ・住まいのなんでも相談会:毎月(2日～5日間)
	(3)	1	商品の表示に関する検査・指導の実施	製品安全4法及び家庭用品品質表示法に基づく立入検査と必要に応じて表示の指導を行います。立入時には事業者への啓発として、表示に関する冊子の配付や販売時の法的責務の再確認などを行います。	消費生活センター	市域を4分割し、引き続き立入検査を実施するとともに、商店会などと連携し、法令順守、啓発を推進する。 実施時期:9月 検査地域:北東地域	製品安全4法及び家庭用品品質表示法に基づき、販売店で陳列・販売されている商品に、適切な表示がされているかの立入検査を実施した際に、表示に関する冊子の配付や説明を行い、販売時における法的責務の再確認を促した。 検査時期:10月 検査地域:北西地域 電気用品:2店舗(4機種) ガス用品:2店舗(1機種) 液化石油ガス器具:2店舗(1機種) 消費生活用製品:2店舗(6機種) 家庭用品:2店舗(54品目)	立入検査を実施し、事業者に対しPSマークの説明を行うなど、販売店の表示に対する認識の向上を図ることができた。	市域を4分割し、引き続き立入検査を実施するとともに、商店会などと連携し、法令順守、啓発を推進する。 実施時期:9月 検査地域:北東地域

			事業名	主な取り組み	課 名	令和4年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和4年度の実績 (左記に対する実績・成果物)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和5年度の取り組み予定 (内容・時期)
	適正な表示、適正な取引の実現	2	適正な計量に関する検査・指導の実施	中核市移行に伴い権限移譲された計量業務に関して、商店や事業所において取引等に使用するはかりの定期検査、商品量目立入検査等を行います。また、様々な媒体により、適正な計量の重要性に関する啓発や情報提供を行います。	消費生活センター	計量法に基づくはかりの定期検査、商品量目立入検査の機会を利用し、計量制度の周知啓発を行い、事業者と一体となった正確な計量の実施の確保に努める。 定期検査実施期間：4月～8月 立入検査実施時期：(前期)6月～8月 (後期)10月～12月 買取検査実施時期：3月	市内西部地域を対象に小型はかり、市内全域を対象に大型はかりの定期検査を実施した。 また、スーパーマーケットや専門店を対象に商品量目立入検査を実施するとともに、計量制度の周知を図った。 【定期検査】 検査期間：4月～7月 検査戸数：408件 検査個数：はかり 851個 分銅・おもり 169個 【立入検査】 検査時期：6月～8月 検査地域：北東 検査戸数：74件 検査個数：899個 検査時期：10月～12月 検査地域：北西 検査戸数：70件 検査個数：1,114個 【買取検査】 検査時期：3月 検査品目数：7品目 検査個数：26個	はかりの定期検査、商品量目立入検査、商品買取検査を実施し、正確な計量の実施を確保した。また、検査結果をホームページで発信することで、計量情報の周知が図られた。	計量法に基づくはかりの定期検査、商品量目立入検査の機会を利用し、計量制度の周知啓発を行い、事業者と一体となった正確な計量の実施の確保に努める。 定期検査実施期間：5月～8月 立入検査実施時期：(前期)6月・7月 (後期)10月・11月 買取検査実施時期：3月

			事業名	主な取り組み	課 名	令和4年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和4年度の実績 (左記に対する実績・成果物)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和5年度の取り組み予定 (内容・時期)
【消費者教育の推進】 2－1 自立し、行動する消費者市民を育む取り組み	(1) 効果的な啓発・情報提供の推進	1	多様な形態での情報提供	市広報・市ホームページ、テレメディア、消費生活ニュース、くらしのレポートなどの多様な情報媒体を活用し、消費者及び事業者に分かりやすく、適切な情報を伝えます。また、若者を中心に普及しているSNSの活用など、効果的で迅速な情報提供に取り組みます。	消費生活センター	市広報紙、市ホームページ、本庁舎ロビー・事務所の電子掲示板、消費生活ニュース、くらしのレポートなどの多様な情報媒体を活用し、積極的な情報提供を行う。 ・パネル展示:随時 ・消費生活ニュースの発行 12回 R4. 4～R5.3月号 ・消費生活ニュースのSNSによる発信 12回 ・市ホームページを用いた情報発信 随時 ・JR八王子駅北口地下自由通路ポスター掲示6、7、8、11、12、2、3月 ・はちバス車内広告掲示 4月～3月（18歳から大人！悪質商法に関する注意喚起・香害を予定） ・主要駅ラックへのチラシ配架5月・10月 ・生涯学習フェスティバル10月 ・八王子市消費生活フェスティバル2月 ・市内図書館テーマ展示 啓発チラシ配布4月・5月 ・注意喚起情報チラシの個配 パルシステム東京3～4回発行予定	多様な情報媒体を活用し、積極的に情報提供を行った。 ・パネル展示:センター内随時・南口総合事務所6/3～6/13 ・消費生活ニュースの発行 12回 R4.4～R5.3月号 ・消費生活ニュースのSNSによる発信 12回 ・市ホームページを用いた情報発信 随時 ・JR八王子駅北口地下自由通路ポスター掲示6・7・8・12・1・2・3月 ・市内JR・京王八王子他 7箇所の駅構内のチラシラックに消費生活ニュースを配架 5月 ・はちバス車内広告掲示 4月～3月（悪質商法に関する注意喚起・18歳から大人！） ・生涯学習フェスティバル:10月開催 ・第56回八王子市消費生活フェスティバル2/4 テーマ:「チャレンジしよう！くらしに活かすSDGs」 参加者 366名 ・図書館テーマ展示「成年年齢下げ・消費者月間」南大沢図書館(4月)、生涯学習センター図書館(4～5月)、川口図書館(5月)、中央図書館(5～6月) 関係図書の貸出・啓発チラシ配布 ・注意喚起情報チラシの個配 パルシステム東京・自然派くらぶ 1回 19,000枚	情報発信を紙媒体を活用した分散型設置では、市民からの反響は乏しいが、広報特集号への反響(報告や問合せなど)は、発行から1週間ほどは続いた。また、消費生活フェスティバルや対面式のイベントでの啓発は、市民の関心度を体感できることから今後の啓発事業の参考になる。	市広報紙、市ホームページ、本庁舎ロビー・事務所の電子掲示板、消費生活ニュース、くらしのレポートなどの多様な情報媒体を活用し、積極的な情報提供を行う。 ・パネル展示:随時 ・消費生活ニュースの発行 12回 R5. 4～R6.3月号 ・消費生活ニュースのSNSによる発信 12回 ・市ホームページを用いた情報発信 随時 ・JR八王子駅北口地下自由通路ポスター掲示4、5、6、3月 ・はちバス車内広告掲示 4月～3月（18歳から大人！悪質商法に関する注意喚起・香害を予定） ・生涯学習フェスティバル10月 ・八王子市消費生活フェスティバル2月 ・市内図書館テーマ展示 啓発チラシ配布4月・5月 ・注意喚起情報チラシの個配 パルシステム東京3～4回発行予定
		2	専門的な講座の実施	(独)国民生活センター、東京都金融広報委員会など専門的な知識をもった関係機関と連携して消費者教育に関する講座を実施します。	消費生活センター	令和3年度実施講座のアンケート結果などをもとに、市民のニーズをとらえた内容で開催する。 ・夏休み親子見学会7月 ・消費生活講座 ・月間講演会11月 ・消費生活教育講座(東京都共催講演会)	・夏休み親子見学会「親子で地産地消体験」7/27 ・月間講演会八王子会場(共催) 11月25日 参加者:59人 ・消費生活教育講座(東京都共催講座) 10月13日 参加者:24人	新型コロナウイルスに対する感染予防対策を講じながら、講座を実施し、市民の消費トラブル未然防止等、安全安心社会の実現に向けての周知が一定程度できた。	令和4年度実施講座のアンケート結果などをもとに、市民のニーズをとらえた内容で開催する。 ・夏休み親子見学会7月 ・消費生活講座 ・月間講演会11月 ・消費生活教育講座(東京都共催講演会)
		3	出前講座などの啓発活動の推進	消費者トラブルを回避するために、出前講座やパネル展・消費生活フェスティバルといったイベントなどの様々な機会 で、効果的な啓発活動を推進します。	消費生活センター	出前講座や消費生活フェスティバルを開催し消費生活に関する啓発を図る。 ・消費生活講座 ・月間講演会11月 ・消費生活教育講座(東京都共催講演会)	出前講座や消費生活フェスティバル等を実施し、啓発を図った。 ・夏休み親子見学会「親子で地産地消体験」7/27 参加者:7人 ・出前講座 6回 参加人数:84人 ・パネル展示:随時(消費生活センターロビー) ・パネル展:南口総合事務所 6月 ・第56回八王子市消費生活フェスティバル2月4日開催 366人来場 ・月間講演会八王子会場(共催) 11月25日 参加者:59人(ハイブリット開催) ・消費生活教育講座(東京都共催講演会) 10月13日 参加者:24人	八王子市消費生活フェスティバルを3年ぶりに対面開催し、啓発の効果を直接感じることができた。 また、引き続きオンラインでも講座開催してより多くの方に情報発信が行えた。	出前講座や消費生活フェスティバルを開催し消費生活に関する啓発を図る。 ・消費生活講座 ・月間講演会11月 ・消費生活教育講座(東京都共催講演会)
		4	民間施設への啓発冊子の配備	情報が得にくい高齢者が消費者被害などの情報を把握しやすいように公の施設だけでなく、民間の施設への啓発冊子の配備などを推進します。	消費生活センター	公共施設以外の民間施設に掲示・配付の依頼を継続して依頼する。	高齢者あんしん相談センターや保育園、幼稚園などに消費生活啓発冊子等を配付した。 ・高齢者見守りハンドブック・リーフレット配布 高齢者あんしん相談センター15か所(高齢者見守り講座共催のセンター) ・消費生活ニュースの配信、保育園、幼稚園にメール配信(毎月)	公共施設以外の民間施設にも啓発資料の掲示・配付を行うことで、より多くの市民への啓発が図られた。	公共施設以外の民間施設に掲示・配付の依頼を継続して依頼する。

			事業名	主な取り組み	課 名	令和4年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和4年度の実績 (左記に対する実績・成果物)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和5年度の取り組み予定 (内容・時期)
「続」【消費者教育の推進】2―1 自立し、行動する消費者市民を育む取り組み	「続」(1)効果的な啓発・情報提供の推進	教育	各種イベントでの啓発	市民と協力して、消費生活フェスティバル、環境フェスティバル、生涯学習フェスティバル、パネル展などの様々なイベントの機会を利用して消費者に啓発活動を実施します。	消費生活センター	消費生活フェスティバル、環境フェスティバル、生涯学習フェスティバル、などの様々なイベントの機会を利用し、消費生活啓発推進委員と連携して啓発活動を実施する。 ・環境フェスティバル ・生涯学習フェスティバル 10月 ・消費生活フェスティバル 2月 ・消費生活ニュース:毎月発行 12回 ・八王子駅南口総合事務所パネル展示:6月	第56回八王子市消費生活フェスティバルの機会を利用して、消費生活啓発推進委員と連携して啓発活動を実施した。 ・環境フェスティバル:6/5 八王子放射線通りにブース設置 SDGsの啓発として子どものゲーム、アンケートを実施 アンケート回収 300件 ・生涯学習フェスティバル:計りのゲーム、ミニセミナー、ビブリオバトルなどを実施 ・防犯・防災フェアに参加し、靈感商法を含む悪質商法への注意喚起の紙ファイルを配布:3月52件 ・第56回八王子市消費生活フェスティバル 2月4日 366人 ・パネル展示:八王子駅南口総合事務所パネル展示:6月	コロナ禍でイベントでの啓発が中止となっていたが、各種イベントが再開され、来場者の反応から人の行動や関心度を体感できた。精緻な人数は把握できないが、アンケートや対話から、意見等を伺える機会は貴重である。	消費生活フェスティバル、環境フェスティバル、生涯学習フェスティバル、などの様々なイベントの機会を利用し、消費生活啓発推進委員と連携して啓発活動を実施する。 ・環境フェスティバル 6/4 ・生涯学習フェスティバル 10月 ・消費生活フェスティバル 2月 ・消費生活ニュース:毎月発行 12回 ・八王子駅南口総合事務所パネル展示:6月
			幼児・保護者等の消費者教育	幼稚園・保育所での日々の教育・保育の実践の中での取り組みのほか、できるだけ早い時期から幼児とその保護者が、自らの安全を守る知識を身に付けられるよう、子育て中の保護者が集まるイベント等で消費者教育を行います。	消費生活センター	消費生活フェスティバル、環境フェスティバル、生涯学習フェスティバル、児童館こどもシティなどの様々なイベントに参加し、幼児・保護者等に消費者教育について触れる機会を提供する。 ・環境フェスティバル ・生涯学習フェスティバル 10月 ・消費生活フェスティバル 2月 ・消費生活ニュース:毎月発行 12回	第56回八王子市消費生活フェスティバルの開催、国民生活センターの注意喚起情報「子どもサポート情報」等の保育・幼稚園への提供を通して幼児・保護者等の消費者教育を行った。 ・環境フェスティバル:6月開催 ・生涯学習フェスティバル:10月開催 ・第56回八王子市消費生活フェスティバル 2月4日 366人来場 ・こどもシティ:3月12日開催 参加者390人 ・消費生活ニュース:毎月発行 12回) R4.4～R5.3月号、 ・国民生活センター「子どもサポート情報」を保育園・幼稚園にメール配信	第56回消費生活フェスティバルの開催、国民生活センターの注意喚起情報「子どもサポート情報」等の保育園・幼稚園への提供をとおして幼児・保護者等の消費者教育を行った。 消費生活フェスティバルでは、市内児童館の紹介動画を出展し、周知を図った。 こどもシティに参加し、計量ゲームを通じて生活の知恵を身につけてもらった。	消費生活フェスティバル、環境フェスティバル、生涯学習フェスティバル、児童館こどもシティなどの様々なイベントに参加し、幼児・保護者等に消費者教育について触れる機会を提供する。 ・環境フェスティバル 6月 ・生涯学習フェスティバル 10月 ・消費生活フェスティバル 2月 ・消費生活ニュース:毎月発行 12回 ・こどもシティ 3月
					子どもの教育・保育推進課	「八王子市幼児教育・保育施設における子どもの安全・安心月間」(9月)における研修等の実施	令和3年度(2021年度)から、毎年9月を「八王子市幼児教育・保育施設における子どもの安全・安心月間」と定めた。各幼児教育・保育施設と市が連携して、さらなる幼児教育・保育施設における子どもの事故等の防止を図るため、以下の内容について取組を依頼した。 ・施設ごとに備えた子どもの安全・安心に係る各種マニュアル内容の点検 ・施設・設備等に関する安全確認のためのチェックリストを作成と点検・修繕 ・様々な事故を想定した訓練の実施及び事故発生時の役割分担や対応法の取得 ・子どもの安全・安心に係る研修(園内・園外)を実施(参加) ・ヒヤリ・ハット事例の記録と周知及び事故の予見やリスクの除去 同月間と関連づけ、幼児教育・保育関係者を対象として、小児科医師を講師に「八王子市保育園・幼稚園施設誤嚥アンケートの結果報告と、小児科医が考える“誤嚥対策”の現状」について研修会を開催した。	・「八王子市幼児教育・保育施設における子どもの安全・安心月間」の取組み内容について、31施設から報告(任意)を受けた。報告の中で、左記にある項目から強化すべき項目を選定し、取組が図られている。 ・研修会について、44名の参加があった。アンケートの結果は次のとおりである。 【講演内容】 ・理解できた83.3% ・やや理解できた16.7% 【講演会満足度】 ・園内研修で内容を全体化する23.9% ・資料を供覧する56.5% ・個人で資料を読み返す19.6%	・5月に「食の安全・安心」をテーマとした研修会を開催する。 ・9月に重点テーマを設定し、「八王子市幼児教育・保育施設における子どもの安全・安心月間」を実施する。 ・9月に「誤嚥防止」に関する講演会の開催と、心肺蘇生等について、実技研修を予定している。

			事業名	主な取り組み	課 名	令和4年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和4年度の実績 (左記に対する実績・成果物)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和5年度の取り組み予定 (内容・時期)
	の推進	2	学校教育における消費者教育	小さい頃から消費に対する関心を高め、いくために、学習指導要領などに基づき、社会科(生産から販売の消費生活の様子)、家庭科(物や金銭の使い方と買い物)をはじめ、幅広い領域において消費者教育を実施します。	消費生活センター	副読本のデジタル化について現場の意見を取り入れながら検討し中学生副読本については具体化に向けて進めていく。	副読本の作成にあたっては、資料作成委員の先生からご意見をいただき一部改訂を行った。中学校の家庭科部会において先生同士で情報を共有し、活用を促した。 完成した副読本と活用ガイドなどのデータを教育委員会のGoogleドライブに格納し児童・生徒・担当教諭が活用できるようにした。 ・小学生向け「わたしたちのくらしと商店の仕事」4,800部作成 教員用活用ガイド(全小学校へ配付) ・中学生向け「磨け！消費者力」5,100部作成	副読本作成にあたり開催した資料作成委員会で、学校現場のデジタル化の現状や要望についてうかがうことができた。 教育委員会協力のもと、児童・生徒一人一人に配備されたタブレット端末で副読本がデータで見られるよう、共有のドライブにデータを格納した。	副読本のデジタル化について現場の意見を取り入れながら検討し具体化に向けて進めていく。
「続」「消費者教育の推進」2―1 自立し、行動する消費者市民を育む取組	「続」(2)ライフステージや様々な場に応じた消費生活の推進	「続」2	「続」学校教育における消費者教育	「続」小さい頃から消費に対する関心を高め、いくために、学習指導要領などに基づき、社会科(生産から販売の消費生活の様子)、家庭科(物や金銭の使い方と買い物)をはじめ、幅広い領域において消費者教育を実施します。	教育指導課	・市立小・中・義務教育学校においては、学習指導要領などに基づき、社会科(生産から販売の消費生活の様子)、家庭科(物や金銭の使い方と買い物)をはじめ、幅広い領域において消費者教育を実施する。 ・税務署と連携した取組を実施する。	副読本の作成にあたっては、資料作成委員の先生からご意見をいただき一部改訂を行った。中学校の家庭科部会において先生同士で情報を共有し、活用を促した。 完成した副読本と活用ガイドなどのデータを教育委員会のGoogleドライブに格納し児童・生徒・担当教諭が活用できるようにした。 ・小学生向け「わたしたちのくらしと商店の仕事」5,000部作成 教員用活用ガイド(全小学校へ配付) ・中学生向け「磨け！消費者力」5,000部作成	副読本作成にあたり開催した資料作成委員会で、学校現場のデジタル化の現状や要望についてうかがうことができた。 教育委員会協力のもと、児童・生徒一人一人に配備されたタブレット端末で副読本がデータで見られるよう、共有のドライブにデータを格納した。	副読本のデジタル化について現場の意見を取り入れながら検討し中学生副読本については具体化に向けて進めていく。
					学園都市文化課	成年齢引き下げにからむ、消費生活トラブル注意喚起情報資料等の提供 ・消費者被害防止クリアファイル配布 ・若者向け消費者被害防止リーフレット配布 ・若者啓発資料(東京都消費生活総合センター作成)配布 ・大学教職員向け研修会に参加 ・大学等新入生向け生活便利帳「BIGWEST」へ消費生活注意情報などを掲載 ・アンケート調査の結果を踏まえ、東京都等関係機関と連携して各大学のニーズに応じたオーダーメイドの消費者教育の実施を検討する。	八王子市学園都市推進会議及び大学コンソーシアム八王子が発行する大学等新入生向けの生活便利帳「BIGWEST2022」に、八王子市消費生活センターや東京都消費生活総合センターの紹介記事を掲載し、大学コンソーシアム八王子加盟25大学等に配布した。 【BIGWEST2022:年1回(35,000部)発行】 また、一部の大学等の新生ガイダンスでは、本冊子を活用して八王子市を紹介する際に、学生を狙った悪徳商法の事例を紹介するとともに、被害にあった場合の対応について情報提供した。 新生ガイダンス実施校：4校 参加人数:6,180名 (大学コンソーシアム八王子加盟校の新生約26,000名のうち約23%) 大学コンソーシアム八王子大学等連携部会では、消費生活センターから依頼のあった3件について、部会員宛てにメール配信を行った。 【実施日:6月22日(水)、10月7日(金)、3月31日(金)】	大学等新入生向けの生活便利帳の発行を通し、消費生活に関する情報提供を行うことができた。 また、3年ぶりに大学等が開催する新生ガイダンスに参加することができ、消費生活に関する掲載内容を含めた八王子市に関する情報提供をより広く行うことができた。 また、11月17日(水)に開催された「大学教職員向け消費者教育研修会」において八王子市による消費生活に関する出前講座実施についての情報提供が行われたため、大学等から出前講座の要望があった場合には消費生活センターとの連携を図る。	八王子市学園都市推進会議及び大学コンソーシアム八王子が発行する大学等新入生向けの生活便利帳に、八王子市消費生活センターや東京都消費生活総合センターの紹介記事を掲載し、消費生活に関する情報提供を行う。また、より多くの新生に対する啓発を図るため、市職員の新入生ガイダンスへの参加について、引き続き大学等に協力を呼び掛けていく。 大学コンソーシアム八王子や八王子学生委員会のSNS等を活用し、学生に対する啓発を行っていく。

			事業名	主な取り組み	課 名	令和4年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和4年度の実績 (左記に対する実績・成果物)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和5年度の取り組み予定 (内容・時期)
り 組 み	消 費 者 教 育 の 推 進	3	大学と連携した消費者教育	大学と連携した消費者教育 八王子とも協力し、学生や大学関係者への情報提供と消費者教育機会の提供を推進します。	消費生活センター	大学コンソーシアム八王子が発行する大学等新入生向けの生活便利帳「BIGWEST」に、八王子市消費生活センターや東京都消費生活総合センターの紹介記事を掲載し、消費生活に関する情報提供を行う。 また、より多くの新入生に対する「BIGWEST」掲載事項についての啓発を図るため、市職員の新生ガイダンスへの参加について、引き続き大学等に協力を呼び掛けていく。 大学コンソーシアム八王子の大学等連携部会において、情報提供を行う。	令和4年4月からの成年年齢引下げにより、若者が消費生活トラブル遭わないための注意喚起情報資料(動画資料等)を大学コンソーシアム八王子(25大学等加盟)を通じて提供し、学生専用ポータルサイトへの掲載を依頼した。 大学教職員向け研修会を実施し、成年年齢引下げによる大学生の消費者トラブルに対する注意喚起を各大学へ行った。 ・新生ガイダンス及び授業内での啓発:3大学、1,714名 ・靈感商法・悪質商法注意喚起の紙ファイル配布 25大学(1,520部) ・若者向け消費者被害防止リーフレット 25校(2,470部) ・若者啓発資料(東京都消費生活総合センター作成)「飯田橋 四コマ劇場」 25校(830部) ・大学教職員向け研修会 1回7校8名、市職員6名 ・大学等新入生向け生活便利帳「BIGWEST」へ消費生活注意情報などを掲載	・新生ガイダンス等で直接学生に注意喚起をすることができ、また25大学へ若者向け消費者被害防止リーフレット等を配布して効果的な取り組みを実施することができた。	成年年齢引き下げにからむ、消費生活トラブル注意喚起情報資料等の提供 ・消費者被害防止紙ファイル配布 ・若者向け消費者被害防止リーフレット配布 ・若者啓発資料(東京都消費生活総合センター作成)配布 ・大学教職員向け研修会の開催 ・大学等新入生向け生活便利帳「BIGWEST」へ消費生活注意情報などを掲載 ・アンケート調査の結果を踏まえ、東京都等関係機関と連携して各大学の意向に沿った消費者教育の実施を検討する。

			事業名	主な取り組み	課 名	令和4年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和4年度の実績 (左記に対する実績・成果物)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和5年度の取り組み予定 (内容・時期)
「続」【消費者教育の推進】2-1 自立し、行動する消費者市民を育む取り組み	(2) ライフステージや様々な場に応じた消費者教育の推進	4	高齢者への効果的な情報提供	消費者被害にあうリスクの高い高齢者に対して安心して消費生活を送ることができるよう、高齢者に日ごろ接している関係機関に向けた見守り講座を開催するなど、効果的に情報提供ができるように取り組んでいきます。	消費生活センター	出前講座及び高齢者見守り講座等を実施し情報提供を行う。 ・高齢者見守り講座 6回 関係機関と連携して、介護人材の研修会などの開催に合わせて実施することで多くの関係者に効果的に情報提供を行うことを試行する。 ・都と連携した高齢者見守り啓発用リーフレットを市内公共機関等に配布 ・出前講座 ・国・都・市の消費生活に関する情報を高齢者あんしん相談センターに情報提供 4月～3月(毎月) ・注意喚起情報チラシの個配 生活協同組合パルシステム東京 3～4回 ・シニアクラブ連合会や民生児童委員の会合に出向き、注意喚起情報などを発信する。	出前講座及び高齢者見守り講座等を実施し情報提供を行った。 ・高齢者見守り講座 3回 83人(15高齢者あんしん相談センターと共催で開催) ・高齢者見守り講座を周知する際に、共催の各あんしん相談センター担当地区内の居宅介護支援事業所へ都と連携した「高齢者見守りハンドブック」を配付して情報を提供した。 ・出前講座 6回 84名 ・国・都・市の消費生活に関する情報を高齢者あんしん相談センターに情報提供を行った。4月～3月 ・注意喚起情報チラシの個配 パルシステム東京、自然派くらぶ 3月配布 19000枚	高齢者あんしん相談センターと共催して、オンラインで高齢者見守り講座を実施した。対象は、各センター職員及び担当地区内のケアマネジャーとし、普段、高齢者の身近にいる方に悪質商法の被害状況や被害防止について理解を深めてもらい、地域での見守りの強化を図ることができた。また、オンライン開催することで、参加しやすい環境を整えた。	出前講座及び高齢者見守り講座等を実施し情報提供を行う。 ・高齢者見守り講座 6回 関係機関と連携して、介護人材の研修会などの開催に合わせて実施することで多くの関係者に効果的に情報提供を行うことを試行する。 ・都と連携した高齢者見守り啓発用リーフレットを市内公共機関等に配布 ・出前講座 ・国・都・市の消費生活に関する情報を高齢者あんしん相談センターに情報提供 4月～3月(毎月) ・注意喚起情報チラシの個配 生活協同組合パルシステム東京及び自然派くらぶ ・シニアクラブ連合会や民生児童委員の会合に出向き、注意喚起情報などを発信する。
					福祉政策課	引き続き関係団体と連携し、情報提供を行う。	民生委員が八王子消費生活審議会委員の委員として参加し、会長会等の会議の機会を利用して会議での内容や情報を持ち帰り共有することで、委員内での情報共有及び知識向上に努めた。	コロナ禍で活動自体が少なかったため、高齢者へ直接働きかける機会は少なかったが、委員各自で高齢者被害を無くすための知識向上に努めることができた。	引き続き関係団体と連携し、情報提供を行う。
					高齢者福祉課	引き続き、関連部署との連携を継続しながら必要な情報を共有し、在宅高齢者の被害防止に努めるとともに、高齢者あんしん相談センターでのパンフレット配布など、消費者被害防止のための啓発に努める。	高齢者あんしん相談センターと情報共有し、被害を未然に防ぐことに努めた。また、消費生活センターからのパンフレット等を各高齢者あんしん相談センターへ配付し、普及・啓発を行った。高齢者あんしん相談センター発行の「高齢者あんしん相談センターだより」等のチラシも配布することで被害防止に努めた。 R4.4月～R5.2月消費者被害相談104件	高齢者あんしん相談センターと情報共有しながら、消費者被害防止対策等の周知の強化を図ることで、適宜、市民にとって必要な情報を提供することはできた。	引き続き、関連部署との連携を継続しながら必要な情報を共有し、在宅高齢者の被害防止に努めるとともに、高齢者あんしん相談センターでのパンフレット配布など、消費者被害防止のための啓発に努める。
		5	障害者への効果的な情報提供	障害者が安心して消費生活を送ることができるよう社会福祉施設や福祉サービス提供事業者など、地域の福祉関係機関に向けた見守り講座を開催するなど、効果的に情報提供ができるように取り組んでいきます。	消費生活センター	関係所管と連携し、障害者向けに開催される講座の情報をキャッチし、障害に配慮した啓発が行えるよう模索する。 また、消費生活センター主催講座の募集時に要約筆記、手話通訳ありの募集を行うことで、障害者が参加しやすい講座の開催に配慮する。	・広報特集号(点字版・声の広報)の発行や市福祉部等関連所管等、市保健福祉センターへの消費生活ニュースの配布により出前講座などの情報提供を実施した。 ・広報「消費生活特集号」発行(9月1日号) 287,500部 点字広報20部、声の広報(テープ15部、デジータ28部、CD17部)、カタログポケット4ページ(インターネット掲載) ・消費生活ニュース 毎月発行 ・障害者を雇用する企業内での消費者トラブル防止講座(日野市の出前講座)を見学し、今後の参考とした。	日野市の出前講座を参考に、出前講座の依頼があった場合は対応が可能であると認識した。	関係所管と連携し、障害者向けに開催される講座の情報をキャッチし、障害に配慮した啓発が行えるよう模索する。 消費生活センター主催講座の募集時に要約筆記、手話通訳ありの募集を行うことで、障害者が参加しやすい講座の開催に配慮する。

			事業名	主な取り組み	課 名	令和4年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和4年度の実績 (左記に対する実績・成果物)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和5年度の取り組み予定 (内容・時期)
					障害者福祉課	引き続き、国や都などからの消費生活に関する情報提供があった場合は、福祉施設等に対し速やかに周知するとともに、福祉施設等に向けた虐待防止研修などの場において、支援者による適正な金銭管理の実施を呼びかける。 また、事業者からも金銭管理について情報共有をしたい旨の意見があるので、自立支援協議会の下部組織であるグループホーム連絡会や日中活動支援事業所連絡会でのテーマとして取り上げるよう検討する。	令和4年度において、国や都から、障害者に特化した消費生活に関する情報提供はなかった。 また、事業者においても、金銭管理の情報共有の需要は特になかったため、テーマとして取り上げることもなかった。	当初の取り組み予定とは異なるが、指定障害福祉サービス事業所の従業員に対して、障害当事者の意思決定支援を含む研修を実施したことで、消費者教育を推進することができた。	事業者に対する研修を実施し、障害当事者の意思決定が尊重され、安心した消費生活が送れるよう、支援者のスキルアップを図る。

			事業名	主な取り組み	課 名	令和4年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和4年度の実績 (左記に対する実績・成果物)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和5年度の取り組み予定 (内容・時期)
「続」【消費者教育の推進】2-1 自立し、行動する消費者市民を育む取り組み	「続」(2)ライフステージや様々な場に応じた消費者教育の推進	6	外国人市民を対象とした消費者トラブル防止の啓発	外国人市民を対象に消費者トラブル防止の啓発活動、多言語のホームページや八王子国際協会等を通じた消費者トラブルに関する情報提供を行います。	消費生活センター	関係機関と連携し継続実施について検討を進め、外国人向けの消費者教育を推進していく。	・外国人市民向け消費者トラブル防止の講座の実施には至らなかったが、効果的な実施方法について研究した。	効果的な啓発方法の実施を検討する必要がある。	関係機関と連携し継続実施について検討を進め、外国人向けの消費者教育を推進していく。
					多文化共生推進課	「在住外国人サポートデスク」で外国人からの相談を受ける体制を整えるとともに、必要に応じて、外国人向け情報誌「Ginkgo」などで、消費生活相談に関する啓発に努める。	「在住外国人サポートデスク」において、生活相談や専門家(弁護士・行政書士)による外国人個別相談を実施した。 ・在住外国人サポートデスク:月～土曜日 午前10時～午後5時 相談件数 1,136 件 ・専門家による外国人個別相談:行政書士 年12回 弁護士 4回	「在住外国人サポートデスク」における生活相談や専門家(弁護士・行政書士)による外国人個別相談を行い、外国人市民が消費者トラブルに巻き込まれた際に相談できるよう相談窓口の体制を整えることができた。	「在住外国人サポートデスク」で外国人からの相談を受ける体制を整えるとともに、必要に応じて、外国人向け情報誌「Ginkgo」などで、消費生活相談に関する啓発に努める。
		7	地域活動団体等への学習支援	地域で活動する団体や児童館などの地域活動拠点に向け、消費者教育に関する学習活動の支援を行います。また、市民のニーズにあった消費生活講座や出前講座を実施し、消費生活に関する意識を高める学習機会を提供します。	消費生活センター	地域で活動している団体との連携し、消費生活に関する学習の機会を広げる。	消費者団体による企画提案講座は応募が無かったため実施に至らなかったが、消費者団体連絡会を開催し、最新の情報交換を行った。また、消費生活フェスティバルを開催し、消費生活情報を提供したほか、各種講座を実施することにより、学習の機会を提供した。 ・消費者団体連絡会: 3回開催 ・消費生活フェスティバル:2/4 開催 来場者 366人 ・出前講座(6回 84名) ・消費生活教育講座(1回 24名)	2年ぶりの消費生活フェスティバルの実開で、改めて地域で活動している団体の活動がよくわかる内容になったことから、団体への親近感や活動への理解が深まった。 講座の開催より、出前講座へのニーズが高いことが明らかになった	地域で活動している団体との連携し、消費生活に関する学習の機会を広げる。
					青少年若者課	継続実施。子どもの就労体験イベント「児童館・こどもシティ」において消費者教育を実施。(新型コロナウイルスの感染の広がりの状況を見ながら、実施できる状況下であれば実施する。) 令和5年3月12日(日)予定	令和5年3月12日(日)、オクトーレで子どもの就労体験イベント「児童館・こどもシティ」実施した。	子ども161人、付き添いの大人138人の参加があった。オクトーレの各店舗にも協力いただき、就労体験することによって報酬(ゲームができるおまつり券)が得られるしくみに子どもたちが熱心に楽しく取り組んだ。	継続実施。子どもの就労体験イベント「児童館・こどもシティ」において消費者教育を実施。 令和6年3月10(日)予定
					学習支援課	新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえながら、年間を通じて希望に応じて随時講座を開催することで、市民の生涯学習意識の向上と、市政に対する理解の推進を図る。	全133回の出前講座のうち、消費生活センターが実施する2講座については、計6回開催し、84名が受講した。	最近の消費生活トラブルなどを踏まえ、消費者被害に遭わないための注意点やキーワードを紹介できた。	年間を通じて希望に応じて随時講座を開催することで市民の生涯学習意識の向上と、市政に対する理解の推進を図る。
					消費生活センター	アンケート調査により各学校のニーズに合わせたオーダーメイドの講座等を東京都や関係機関との連携により順次実施していく。 ・帝京八王子中学高等学校6月、南多摩中等教育学校7月 ・共立女子高等学校、東京純心女子高等学校(実施時期未定) 集計中の大学アンケート調査を完了し、取り組みの方向性を検討する。	・令和3年度に市内高等学校、専門学校及び大学に対して実施した、成年年齢引き下げに関するアンケート調査をもとに、講座を希望した各学校の意向に沿内容の講座を実施した。 ・帝京八王子中学高等学校6月 ・南多摩中等教育学校7月 ・東京純心女子高等学校10月 ・共立女子第二高等学校1月	アンケート調査結果をもとに効果的な消費者教育が進んでおり、今後の施策の展開に弾みをつけた。	R5年度実施のアンケート調査により、再度、学校のニーズに合わせた内容の講座等を東京都や関係機関との連携により順次実施していく。 ・帝京八王子中学高等学校6月、東京純心女子高等学校10月 ・南多摩中等教育学校、共立女子第二高等学校(実施時期未定) 大学も同様にアンケートを実施し、講座のニーズを掘り起こす。
		8【追補】	未成年者・保護者等への教育・啓発	18歳到達前の未成年者や保護者等、また成年に達した若者に対して、「18歳成年」の権利・義務や成年年齢下げについての情報を提供し、契約の知識、適正な金銭感覚を身につけ、自ら主体的に選択・行動できる消費者市民を育みます。	消費生活センター				
	教育		新社会人等	・新入社員に対する周知・啓発	消費生活センター	産業振興推進課で実施する中小企業対象新入社員合同研修の場を利用して、新社会人に対して啓発資料を配布し消費者被害に遭わないための周知を行う。	産業振興推進課で実施する中小企業対象新入社員合同研修を利用して、新社会人に対して啓発物品を配布し、注意喚起を行った。 9月26日 約36名	悪質商法の被害に遭いやすい新入社員へ、若者が陥りやすい消費者トラブル事例などが掲載された資料を配布することで、注意喚起を促すことができた。	産業振興推進課で実施する中小企業対象新入社員合同研修の場を利用して、新社会人に対して啓発資料を配布し消費者被害に遭わないための周知を行う。

			事業名	主な取り組み	課 名	令和4年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和4年度の実績 (左記に対する実績・成果物)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和5年度の取り組み予定 (内容・時期)
「続」「消費 者教育の推進」2-1 自立し、行動する消費者市民を育む取り組み	「続」(2)ライフ ステージや様々な場に応じた消費者教育の推進	教育	成人一般	・情報紙の発行、出前講座の実施 ・社員研修等への講師派遣、出前講座の実施 ・啓発用DVDの作成、貸出 ・消費者教育に関連した講座の開設・実施	消費生活センター	関係機関からの注意喚起情報などを市ホームページ、SNSやポスター、チラシなどで市民への情報提供を行う。広報「消費生活特集号」を発行し、啓発を行う。 出前講座や消費生活講座を実施し、市民に情報提供を行う。 ・消費生活ニュース 毎月発行(4～3月号) ・くらしのレポート 3回発行 ・出前講座 ・消費生活講座 ・月間講演会八王子会場(共催) ・東京都共催講演会(共催) ・広報「消費生活特集号」発行	広報「消費生活特集号」の発行や関係機関からの注意喚起情報などを市ホームページ、SNSやポスター、チラシなどを通じ市民への情報提供を行うとともに、講座・講演会を実施し消費者安全意識の高揚を図った。 ・広報「消費生活特集号」発行(9月1日号) 287,500部 点字広報20部、声の広報(テープ15部、デジジ-28部、CD17部)、カタログポケット4ページ(インターネット掲載) ・消費生活ニュース 毎月発行 ・くらしのレポート 4回発行(4月、7月、12月、3月) ・出前講座 6回 参加人数:84人 ・消費生活講座 2回 50人参加 ・月間講演会八王子会場(共催) 11月25日 参加者:59人 (ハイブリット開催) ・消費生活教育講座(東京都共催講座) 10月13日 参加者:24人	市広報「消費生活特集号」の発行や関係機関からの注意喚起情報などを、市ホームページ、SNSやポスター、チラシ等を活用し市民へ情報提供することともに、講演会、講座を実施し参加していただくことで、自立した消費者市民育成のきっかけとすることができた。	関係機関からの注意喚起情報などを市ホームページ、SNSやポスター、チラシなどで市民への情報提供を行う。広報「消費生活特集号」を発行し、啓発を行う。 出前講座や消費生活講座を実施し、市民に情報提供を行う。 ・消費生活ニュース 毎月発行(4～3月号) ・くらしのレポート 3回発行 ・出前講座 ・消費生活講座 ・月間講演会八王子会場(共催) ・東京都共催講演会(共催) ・広報「消費生活特集号」発行
			食育と地産地消の推進	第2期八王子市食育推進計画に基づき、乳幼児から高齢者まですべてのライフステージを対象に、地域一体となった取り組みを進めます。また、新鮮・安全・安心な農産物を提供する「地産地消」を推進します。	保健総務課	様々な年代が訪れるイベント「健康フェスタ・食育フェスタ」を通じて、食育に関する情報を多くの方に提供していく。なお、新型コロナウイルス感染症の感染対策をおこないながら、規模を縮小し行う予定。	2022健康フェスタ・食育フェスタを令和4年(2022年)5月15日に新型コロナウイルス感染症の感染対策を行いながら規模を縮小し実施。 来場者:7,698名	体験ブース等を通じ、幅広い年代に対し食育に関する普及啓発を行うことができた。 特に、親子で参加されている方も多く、アプローチの難しい年代に対する啓発を行うことができ、今後の行動変容に繋がることを期待。	様々な年代が訪れるイベント「健康フェスタ・食育フェスタ」を通じて、食育に関する情報を多くの方に提供していく。なお、規模をコロナ前に戻し、民間企業等の参加も募り実施を予定。
	(3)公正かつ持続可能な社会に向けた消費行動の支援	1			農林課	【地産地消の推進】 新鮮な地場農産物を供給 (道の駅・JA直売所・庭先販売等) 新鮮、安全な地場農産物の即売、PR JA春の植木市 4/23、24 JA秋の植木市 10/15・16 JA農業祭・農林畜産物品評会 11月上旬 【生産者と消費者の交流】 農園事業 市民農園 3農園 126区画 ひよどり山農園 455区画 農業体験 稲作体験 6/11、10/8、11/12 じゃがいも掘り 6月下旬 さつまいも掘り 10月上旬 酪農体験 日程未定 農業ツアー 日程未定 観光農園のPR ブルーベリー摘み取り	【地産地消の推進】 新鮮な地場農産物を供給 (道の駅・JA直売所・庭先販売等) 新鮮、安全な地場農産物の即売、PR JA春の植木市 4/23、24 JA秋の植木市 10/15、16 JA農業祭・農林畜産物品評会 11/5、6 【生産者と消費者の交流】 農園事業 市民農園 3農園 126区画 ひよどり山農園 455区画 農業体験 稲作体験 6/11、10/8、11/12 じゃがいも掘り 6/26 さつまいも掘り 10/16 搾乳体験 12/2、12/5、12/7 野菜の収穫体験 7/30、12/4 野菜の収穫体験(JA主催) 7/23 ※予定していた農業ツアー(JA主催)は野菜の収穫体験(JA主催)に変更 観光農園のPR ブルーベリー摘み取り	消費者の食に対する安全・安心への要求に応えるため、道の駅やJA直売所、庭先販売等で新鮮な地場農産物を提供し、「地産地消」を推進した。また、農園事業、観光農園のPRを行うとともに、農業体験事業の実施回数を増やすことで、生産者と消費者の交流機会を推進した。	【地産地消の推進】 新鮮な地場農産物を供給 (道の駅・JA直売所・庭先販売等) 新鮮、安全な地場農産物の即売、PR JA春の植木市 4/22、23 JA秋の植木市 10/14、15 JA農業祭・農林畜産物品評会 11月上旬 【生産者と消費者の交流】 農園事業 市民農園 3農園 126区画 ひよどり山農園 470区画 農業体験 稲作体験 6/10、10/7、11/11 じゃがいも掘り 6月下旬 さつまいも掘り 10月上旬 搾乳体験 日程未定 野菜の収穫体験 日程未定 野菜の収穫体験(JA主催) 日程未定 観光農園のPR ブルーベリー摘み取り

			事業名	主な取り組み	課 名	令和4年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和4年度の実績 (左記に対する実績・成果物)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和5年度の取り組み予定 (内容・時期)
「続」【消費者教育の推進】2―1 自立し、行動する消費者市民を育む取り組み	「続」(3)公正かつ持続可能な社会に向けた消費行動の支援	2	小中学校における食育の推進	小中学校においては、食育リーダーを中心とした食育推進体制を組織し、食に関する指導の全体計画や年間指導計画の作成、授業改善を支援するなど、各教科・領域、給食・給食時間を通して、食育を実践します。	教育指導課	市立小・中学校全校で食に関する指導の全体計画・年間指導計画の実践・深化を図るため、今後も各教科及び給食時間を通した食育を推進する。	各学校が食に関する指導の全体計画・年間指導計画を作成し、家庭・地域と連携し、食育を各教科及び給食時間に実施した。また、食育リーダーを中心に食に関する指導の全体計画に食育推進の活動指標と成果指標を位置づけ、令和4年度の成果と課題に基づき令和5年度の計画を作成した。	コロナ禍であっても児童・生徒の食に関する指導を推進し、食育メモを活用し、市の特産物について学ぶなど年間指導計画通りに食育を実施することができた。さらに、全市立学校で3学期より黙食を解除し、児童・生徒が楽しく給食時間を過ごせるようにした。	令和5年9月より全市立中学校で学校給食を提供する予定であり、引き続き食に関する指導の全体計画・年間指導計画に基づき、各学校で学校給食を活用した食育を充実させる。
		3	環境に配慮した消費行動	環境に配慮した消費行動を推進するため、環境フェスティバルをはじめとする環境関連の各種イベント、講座を実施します。また、ごみの減量、リサイクルを推進するため、ダンボールコンポスト講習会や各種啓発活動、イベントなどを実施します。	環境政策課	引き続き、八王子にゆかりのある食材を使用した料理や郷土料理を取り入れ、八王子の歴史や文化に触れる機会を設けることで、郷土愛や感謝の心を育み、八王子の魅力を発見できるように取り組む。また地場農産物の給食への使用にも力を入れていく。 SDGsをテーマとした食育教材の作成に取り組み、子どもたちの「もったいない」の心を育む。夏期休業期間等を活用した料理教室や給食室の調理体験などを通し、より多くの児童が調理に親しむ機会を得られるような方法を研究していく。また、ホームページ等を通じた料理レシピの提供等を継続し、家庭における食育の支援に取り組む。 中学生が調理の流れや食品ロスなどを学べる機会を設けるとともに、本市の食育の目標である「自分で弁当を作る子どもの育成」に取り組んでいく。また、給食センターを活用して、地域に向けた試食会や食育講座等を開催する。	八王子の伝統芸能「八王子車人形」が、国の重要無形民俗文化財に指定されたことを記念し、車人形の舞台等をイメージした献立を全校に提供した。その他、日本遺産献立や滝山城御膳等、八王子にゆかりのある献立や、八王子の姉妹都市の繋がりをテーマとした滝山城御膳を提供した。 地場野菜の使用量は年々増加しており、令和4年度の使用率は34.0%(前年度より3.8%増)だった。野菜以外にブルーベリー、パッションフルーツ、米粉、柚子、桑の葉などの地場農産物を給食で提供した。 SDGs教育の一環として、食に関連した目標とその取り組みについて紹介した食育メモを、月1回作成し配付した。また、10月の食品ロス削減月間には、「もったいない」をテーマに各学級で目標を立てて取り組む「もったいない大作戦」ウィークを実施した。 夏期に実施している料理教室は、感染症流行のためほとんどの学校で実施できなかった一方で、4年4月に開設した、料理レシピサービス「クックパッド」の八王子市公式キッチンに給食レシピを投稿し、オンラインを通じて家庭や地域への食育支援に取り組んだ。また、11月より学校給食のインスタグラムを開設し、八王子の学校給食の紹介や食育の取り組みについて広くPRした。 ○レシピ投稿数(R5.4月現在):76 ※学校給食以外のレシピも含む ○フォロワー数(R5. 4月現在):608名 給食センター内の食育スペースを会場として、親子を対象とした食育講座を実施した。また各給食センターで定期的に試食会を実施した。 ○食育講座 1回実施／参加者8組21名 ○試食会 5年1月より、各給食センターで月2回程度実施	昨年度に引き続き、給食を通じて八王子の文化や魅力を子ども達に伝えることができた。また、八王子と姉妹都市との歴史的つながりや、地場農産物の提供を行い、年間を通じて計画的に食育を推進することができた。 地場野菜の使用率について、以前国の施策で目標値とされていた30%を超える値が続いている。統一献立以外でも、積極的に地場野菜を取り入れて子どもたちに提供した。 オンラインを通じた食育支援について、クックパッドやインスタグラムなど広く認知されたサイト等を活用することで、より多くの市民に、給食と食育の取り組みをPRすることができた。 給食センターでは、開設後初めての食育講座、試食会を実施した。実施献立の選定や募集方法等についても特に問題なかったため、今後は事業の定着とさらなる内容の充実を図る。	引き続き、八王子にゆかりのある食材を使用した料理や郷土料理を取り入れ、八王子の歴史や文化に触れる機会を設けることで、郷土愛や感謝の心を育み、八王子の魅力を発見できるように取り組む。また地場農産物の給食への使用にも力を入れていく。 SDGsをテーマとした食育教材の作成に取り組み、子どもたちの「もったいない」の心を育む。 夏期休業期間等を活用した料理教室や給食室の調理体験などを通し、より多くの児童が調理に親しむ機会を得られるような方法を研究していく。また、ホームページ等を通じた料理レシピの提供やクックパッドへの投稿等を継続し、家庭における食育の支援に取り組む。 中学生が調理の流れや食品ロスなどを学べる機会を設けるとともに、本市の食育の目標である「自分で弁当を作る子どもの育成」に取り組んでいく。また、引き続き地域に向けた試食会や食育講座等を開催する。

			事業名	主な取り組み	課 名	令和4年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和4年度の実績 (左記に対する実績・成果物)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和5年度の取り組み予定 (内容・時期)
「続」【消費者教育の推進】2-1 自立し、行動する消費者市民を育む取り組み	「続」(3)公正かつ持続可能な社会に向けた消費行動の支援	「続」3	「続」環境に配慮した消費行動	「続」 (環境に配慮した消費行動を推進するため、環境フェスティバルをはじめとする環境関連の各種イベント、講座を実施します。また、ごみの減量、リサイクルを推進するため、ダンボールコンポスト講習会や各種啓発活動、イベントなどを実施します。)	ごみ減量対策課	さらなるごみの減量・資源化を図るため、ごみ・資源物の適正排出、3Rの取り組みを情報紙、市ホームページ、YouTube、イベント等で啓発していく。 ・各種イベントへの出展 ・広報特集号「ごみゼロ通信」(10月) また、ダンボールコンポスト・コンポスター講習会を実施する。(目標開催回数計32回、参加者数延べ320名)更に、取組み始めてからのフォローを充実させ、取組み世帯の定着を図る。	・環境フェスティバル(6/5)、消費生活フェスティバル(2/4)、食育イベント(6/18～19、10/15、11/12、11/26)等へ出展し、食品ロス削減等ごみの削減について啓発活動を実施した。 ・南口総合事務所多目的スペースでの展示を通して食品ロス削減を呼びかけた。(8/3～10) ・図書館での展示イベントをとおして食品ロス削減を呼びかけた。(生涯学習センター:7/6～8/1,中央図書館:8/10～9/12,南大沢図書館:7/20～8/15,川口図書館:8/1～8/31) ・広報特集号「ごみゼロ通信」を発行し、フードシェアリングサービスについて周知した。(10月) ・10月からフードシェアリングサービス「タバスケ」の利用を開始。 ・フードドライブの常設窓口を運営。(年間約510kgの寄付あり) ・ごみ組成分析調査を実施し、市内食品ロス推計量を算出。 ・ダンボールコンポスト・コンポスター講習会を実施した。(年間38回、参加者延べ322名)	各種イベントへや市施設での展示を通して、食品ロス削減方法の周知活動を行うことができた。また、フードドライブの実施やフードシェアリングサービスの利用による削減量を集計することができるようになった。 また、生ごみ処理機の講習会を実施することで、生ごみの減量を推進し、取り組みの世帯の拡大を図ることができた。	・フラワーフェスティバル由木(4月)、健康フェスタ(5月)、環境フェスティバル(6月)、食育イベント(6月)、戸吹クリーンフェスタ(未定)、消費生活フェスティバル(2月)等イベントでごみの減量および資源化について啓発。 ・南口総合事務所、図書館等での展示を通しごみの減量および資源化について啓発。 ・市ホームページ、SNS等を利用した啓発。 ・フードシェアリングサービス「タバスケ」の継続実施。 ・広報特集号「ごみゼロ通信」の発行(10月) ・ダンボールコンポスト・コンポスター講習会を実施する。(目標開催回数計32回、参加者数延べ320名)更に、取組み始めてからのフォローを充実させ、取組み世帯の定着を図る。
					北野清掃工場 水再生施設課 館クリーンセンター	新型コロナウイルス感染拡大の状況下でも可能な実施方法や感染防止対策を検討しながら環境教育・環境学習の推進を図る。 【予定】 4月～6月…小学校見学対応 6月…環境フェスタ出展 あったかホールまつり(予定)	【北野清掃工場】(令和4年4月～9月) ・北野清掃工場見学者数 25件 1,760名 ・明神町二丁目町会との協働花植え事業 1回実施 ・足湯稼働日数 109日 足湯利用者数 2,492名 ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、あったかホールまつりは開催中止。 【館クリーンセンター】(令和4年10月1日開設) 団体…39件 752名 個人…958名 【水再生施設課】 環境イベントの出店や職場体験を通して、環境関連施設の役割・意義を伝え、環境への意識の向上を図った。 ・環境フェスティバル出店 ・明神町二丁目町会との協働花植え事業 3回実施 ・職場体験(中学生) 3校受入れ ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、あったかホールまつりは開催中止	【北野清掃工場】 新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しながら、小学校見学や環境イベントの参加など昨年度に比べより一層取り組むことができた。 北野清掃工場が9月で休炉したことを踏まえ、今後の北野事業場内の環境関連施設における市民・学校・近隣町会等との協働を含めた環境学習の体制、内容について関連所管へ引き継いでいく。 【水再生施設課】 新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮しながら、環境イベントの出店や中学生の職場体験受入れなど、昨年度に比べ多く取り組むことができた。	【館クリーンセンター】 新型コロナウイルスも感染状況を鑑みながら、小学校見学や環境イベントを行い、環境教育・環境学習の推進を図る。 【予定】 4月～6月…小学校見学対応 6月…環境フェスタ出展 8月…煙突のぼり 【水再生施設課】 新型コロナウイルスの感染状況を鑑みながら環境イベントの参加や職場体験を通して、環境教育・環境学習の推進を図る。 6月 環境フェスティバル出店 7月～9月 職場体験(中学生)受入れ

			事業名	主な取り組み	課 名	令和4年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和4年度の実績 (左記に対する実績・成果物)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和5年度の取り組み予定 (内容・時期)
					戸吹クリーンセンター	地元企業・町会、地域関連所管が一体となったイベントを実施し、ごみの減量・リサイクルを推進するため、啓発活動を行う。 ・戸吹クリーンフェスタ(10月) 環境関連の各種イベントに参加し、啓発活動を行う。 <参加イベント> ・環境フェスティバル ・あったかホールまつり(11月)	地元企業・町会、地域関連所管が一体となったイベントを実施し、ごみの減量・リサイクルを推進するため、啓発活動を行った。 ・戸吹クリーンフェスタは新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。 環境関連の各種イベントに参加し、啓発活動を行った。 <参加イベント> ・環境フェスティバルは、感染対策をして参加した(6月) ・あったかホールまつりは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となるイベントもある中で状況を見て開催したイベントへ参加をし、感染対策をしっかりと行いつつ、啓発活動を行えた。	地元企業・町会、地域関連所管が一体となったイベントを実施し、ごみの減量・リサイクルを推進するため、啓発活動を行う。 ・戸吹クリーンフェスタ 環境関連の各種イベントに参加し、啓発活動を行う。 <参加イベント> ・環境フェスティバル ・あったかホールまつり

			事業名	主な取り組み	課 名	令和4年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和4年度の実績 (左記に対する実績・成果物)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和5年度の取り組み予定 (内容・時期)
「続」【消費者教育の推進】2―1 自立し、行動する消費者市民を育む取り組み	「続」(3) 公正かつ持続可能な社会に向けた 消費行動の支援	4	小中学校における環境学習	小中学校では、ごみや資源、自然や生命、エネルギーや地球温暖化、地域との連携など様々な形で環境教育に取り組めます。また、環境教育等の充実のため、公正かつ持続可能な社会の担い手を育む教育(ESD(*1))の視点を取り入れた教育活動を実施していきます。	教育指導課	「学校教育における環境教育基本方針(第二次)」に基づき、全市立小・中学校において、環境教育全体計画及び年間指導計画を作成し、環境教育を実施する。 また、各教科等の指導の中でSDGsを位置付けて指導する。	全市立小・中学校が環境教育全体計画及び年間指導計画を作成し、環境教育を実施した。また、各教科等の指導計画にSDGsを位置付け、指導した。	学校において児童・生徒のSDGsへの理解が深まるとともに、SDGsを意識した活動が各校で推進された。	引き続き環境教育全体計画及び年間指導計画を基にしてSDGsを取り入れた指導を推進する。また水環境政策課が作成した冊子「川と友だちになるノート」を活用し、自然をより身近に感じられるようにしながら環境教育を推進する。
			SDGsの推進	様々な社会の課題とSDGsとのつながりを知り、「持続可能な世界を築くためには、何をしたら良いのか。一人ひとりが、どのように目標達成に貢献できるのか」を考え、実行できる消費者市民を育みます。	消費生活センター	エシカル消費講座・SDGsに関する講座を実施し、市民の関心を高めていく。 講座の周知と関連情報提供の時期を工夫して効果的な啓発を行う。	・夏休み「親子地産地消体験・見学会」を開催して、SDGs、エシカル消費について学ぶ。参加者 7名	講座には多くの市民や市内事業者の受け入れ協力もあり、関心の高さがうかがえた。	エシカル消費講座・SDGsに関する講座を実施し、市民の関心を高めていく。 講座の周知と関連情報提供の時期を工夫して効果的な啓発を行う。
		5【追補】			産業振興推進課		八王子市ものづくり企業地域共生推進助成金制度により、地域において、周辺との調和を図るため、機器の更新や工場の改修などの操業環境改善事業行う事業者等対して、費用の助成を行った。 令和4年度の実績は5件。	助成金を交付することで、騒音や振動、臭い等を軽減し、市内の工場周辺の環境が改善され、SDGsのゴール11に示す「住み続けられるまちづくりを」に寄与した。	八王子市ものづくり企業地域共生推進助成金を引き続き実施。
					消費生活センター	他機関との連携を継続し、市ホームページや消費生活ニュースなどを活用し、情報発信して市民のエシカル消費への取り組みを喚起する。 ・SDGs、エシカル消費に関する講座の開催 8月	・東京都消費者月間実行委員会・八王子市消費生活啓発委員会と共催で、「SDGsを日常生活に取り込むにはどうしたらよいか」などについての講演会をオンライン配信と会場参加で実施。 テーマ「SDGsを日常生活に取り込んで見よう！」 講師 マリカ先生(SDGs講師) ・夏休み「親子地産地消体験・見学会」を開催して、SDGs、エシカル消費について学ぶ。参加者 7名 ・広報「消費生活特集号」(9/1)で「エシカル消費とは」を掲載 ・東京都のエシカル消費気運醸成の新プロジェクト「TOKYO エシカル」のパートナー参加に申込(3月)	他機関と連携して講座を開催したり、市の広報紙で情報提供するなど、直接、間接的に市民へのエシカル消費への取り組みの周知が効果的にできた。講座参加者には事業者もあり、SDGsへの関心の高まりを実感した。エシカル消費の普及について、「TOKYO エシカル」プロジェクトを参考にすることで、市民への普及の足掛かりができた。	他機関との連携を継続し、市ホームページや消費生活ニュースなどを活用し、情報発信して市民のエシカル消費への取り組みを喚起する。 「TOKYO エシカル」プロジェクト参加を契機にエシカル消費を実践しやすい環境の構築を図る。
					教育指導課	令和3年度に作成した副読本を活用する。	・副読本を基に、市内のエシカル消費について学習の機会が持てた。 ・夏休み「親子地産地消体験・見学会」の募集に協力し、SDGs、エシカル消費の周知ができた。	副読本や体験学習を通して、直接、間接的にエシカル消費への取り組みの周知が効果的にできた。	学習指導要領に基づき、副読本等を活用しながらエシカル消費や持続可能な社会への理解や関心を高める。

(*1) Education for Sustainable Developmentの略。 現代社会のさまざまな課題を自らの問題と捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、それによって持続可能な社会を創造していくことをめざす学習や活動のことを示します。

			事業名	主な取り組み	課 名	令和4年度の取り組み予定 （内容・時期）	令和4年度の実績 （左記に対する実績・成果物）	自 己 評 価 （効果・期待）	令和5年度の取り組み予定 （内容・時期）
--	--	--	-----	--------	-----	-------------------------	----------------------------	--------------------	-------------------------

（※2） 障害者の作った製品、寄付付き商品、フェアトレード商品、エコ商品、リサイクル製品の購入など、消費者それぞれが、各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援したりしながら消費活動を行うことです。
（出典 消費者庁「倫理的消費」調査研究会中間とりまとめ～あなたの消費が世界の未来を変える～）

			事業名	主な取り組み	課 名	令和4年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和4年度の実績 (左記に対する実績・成果物)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和5年度の取り組み予定 (内容・時期)
【消費者教育の推進】 2ー2 消費者教育推進の 担い手の育成と資源の活用	(1) 消費者教育の 担い手の育成	1	消費者教育の 担い手の育成	消費者が生涯を通じて学べるよう、消費 関連団体をはじめ、学校や地域の人材、 消費者個人など、消費者教育の幅広い担 い手を育成して行きます。	消費生活セン ター	消費者団体連絡会を開催し、最新の情報交換を 行う。また、消費生活フェスティバルを開催し、消 費生活情報を提供するほか、各種講座を実施す ることにより、学習の機会を提供する。 ・消費者団体連絡会： 3回開催 ・消費生活フェスティバル：2月 ・出前講座 ・消費生活教育講座：1回	消費者団体連絡会を開催し、最新の情報交換 を行った。また、消費生活フェスティバルを開催 し、消費生活情報を提供したほか、各種講座を 実施することにより、学習の機会を提供した。 ・消費者団体連絡会： 3回開催 ・消費生活フェスティバル：2/4 開催 366 件 ・出前講座(6回 84名) ・消費生活教育講座(1回 24名)	消費者団体加盟を3団体増やすこと ができ、市民の身近で消費生活に関す る活動を進めるため、連絡会で情報・ 意見交換を行った。 また、消費生活フェスティバルを対面 で開催することにより、消費生活情報 を直接市民へ提供することができた。 そのほか、講座の実施により、消費者 教育の担い手の育成につなげた。	消費者団体連絡会を開催し、最新の情報交換を 行う。また、消費生活フェスティバルを開催し、消 費生活情報を提供するほか、各種講座を実施す ることにより、学習の機会を提供する。 ・消費者団体連絡会： 3回開催 ・消費生活フェスティバル：2月 ・出前講座 ・消費生活教育講座：1回
		1	消費関連教育 資材の開発と 活用	自主的な学習活動の支援を行うため、消 費生活に関連する図書・DVDなどの充 実、啓発パンフレットや教材の開発等に 努めます。また、消費生活に関する図書、 DVD、ビデオなどの貸出を行います。	消費生活セン ター	消費者教育副読本については、小学校、中学校 それぞれのデジタル活用能力に沿って、関連事 項のQRコード紹介や電子書籍化等を検討してい く。	個人・団体への消費生活に関する学習の支援 として、消費生活に関する図書やDVDの貸し 出しを行った。イベントでビブリオバトルを開催 し、消費生活に関する図書のPRを行った。 また、消費生活に関する教育資材として、小・ 中学生向け消費者教育副読本のデジタル化を 検討し、次年度のデジタル化への準備とした。 小学生向け副読本には、児童の理解を深める ため、詳しい資料にたどり着くようQRコードを 付して、関連情報の閲覧ができるように工夫し た。 さらに、冊子での配布の他、学習系ネットワ ークGoogleドライブにアップロードしてデータと しても活用できるようにした。 ・図書等貸し出し 6件 ・小学生向け消費者教育副読本「わたしたちの くらしと商店の仕事」 4,800部作成(小学3年生 配付) ・中学生向け消費者教育副読本「磨け！消費者 力」 5,100部作成(中学1年生配付) 教員用活用ガイド内容を更新して、全小学校・ 全中学校へ配付	中学生向け副読本については、4月 からの成年年齢引き下げを踏まえた内 容及びエシカル消費に関する内容につ いて、現場の先生の意見を反映しなが ら充実を図ったことにより、先生方の 活用が促進されることが期待できる。	小・中学校の副読本のデジタル化を進め、教員に 活用してもらうことで、児童・生徒への消費者教 育を推進する。
	(2) 効果的な教育資材の 開発・活用				生涯学習セン ター図書館	関連図書・チラシ・ポスターの展示・貸し出しを 行う(4月)。	4月に館内でテーマ展示を実施し、関連資料 の展示・貸出やポスター・チラシ等の展示など を行い、計25冊の資料が借りられた。	館内展示により、多くの来館者の目 に触れさせて、PRすることが出来た。	中央図書館及び生涯学習センター図書館にお いて、関連図書・チラシ・ポスターの展示・貸し出 しを行う。
		2【追補】	デジタルの特 性に合わせた 教材開発の推 進	市立学校における授業でのPC活用が標 準になることで、教育教材のデジタル化 が進んでいます。デジタルの特性を活か し、消費者教育の副読本を電子化し、子 どもたちが消費生活を身近に捉え、賢い 消費者として行動できるように努めま す。	消費生活セン ター 教育指導課	消費者教育副読本については、小学校、中学校 それぞれのデジタル活用能力に沿って、関連事 項のQRコード紹介や電子書籍化等を検討してい く。	小学生向け副読本の作成にあたっては、資料 作成委員の先生からご意見をいただき、掲載 される資料にQRコードを添付することで、より 詳しい資料や動画を閲覧できるように改変し た。 完成した副読本と活用ガイドなどのデータを 教育委員会のGoogleドライブに格納し児童・ 生徒・担当教諭が活用できるようにした。 ・小学生向け「わたしたちのくらしと商店の仕 事」4,800部作成 教員用活用ガイド(全小学校へ配付) ・中学生向け「磨け！消費者力」5,100部作成	副読本作成にあたり開催した資料作 成委員会で、学校現場のデジタル化の 現状や要望についてうかがうことがで きた。 教育委員会協力のもと、児童・生徒一 人一人に配備されたタブレット端末で 副読本がデータで見られるよう、共有 のドライブにデータを格納した。	副読本のデジタル化について現場の意見を取り 入れながら検討し中学生副読本については具 体化に向けて進めていく。

			事業名	主な取り組み	課 名	令和4年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和4年度の実績 (左記に対する実績・成果物)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和5年度の取り組み予定 (内容・時期)
	(3)消費者団体・事業者団体等との連携	教育	消費者団体・事業者団体等との連携	行政の消費生活部門、教育機関や消費者団体だけでなく、事業者・事業者団体、民間機関など、消費者教育等を担いうる多様な団体・機関と連携し、それぞれの得意分野のノウハウを有効に活用していきます。	消費生活センター	事務的な効率も検討しながら、連携を行って行く。	新たに3団体(IT技術を活用した地域課題解決を行う団体・保健生活協同組合・食と健康を地域で広める団体)が加盟したことで、今までにない最新情報と意見交換が行えた。また、消費生活フェスティバルを開催し、消費生活情報を提供したほか、各種講座を実施することにより、学習の機会を提供した。 ・消費者団体連絡会:3回開催	市内にある消費生活に関連する団体の掘り起しと積極的な加盟へのアプローチにより、加盟団体数が増えた。受け身のネットワーク作りでは、3団体の増は望めなかったことから、他の事業等にもアウトリーチ的なアプローチの必要性があると言える。	消費者団体連絡会が参加団体にとって有益かつ魅力的な会になるよう、また、消費生活の啓発に参加頂けるような仕掛け作りをする。

			事業名	主な取り組み	課 名	令和4年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和4年度の実績 (左記に対する実績・成果物)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和5年度の取り組み予定 (内容・時期)
【消費者被害の防止・救済】 3―1 消費者被害の防止・予防	(1)相談・情報提供による消費者被害の防止・予防の強化	1	消費者被害事例の情報提供	消費生活センターにおける相談内容に基づいて、類似被害の拡大防止のために、緊急被害情報や相談事例などを市広報、市ホームページなどで情報提供します。また、市役所内の電子掲示板に掲載し、関係所管に対しても市民への周知を呼びかけます。	消費生活センター	引き続き、国や東京都からの情報やセンターへの相談事例などからの消費者被害情報を広く市民に情報提供するよう、市の広報紙やホームページなどを活用していく。	令和4年度は昨年度に引き続き化粧品や健康食品をはじめとする定期購入に関する相談が多い傾向にあった。それらを含む注意喚起情報をチラシ配布、消費生活ニュース等に掲載するなど市民への情報提供を行った。 また、経済的困窮を解決するために相談を受ける旨やマイナンバーカード申請の給付金にかこつけた個人情報収集やサギを疑われるチラシが個配されたという情報をもとに、市ホームページにて注意喚起を行った。 消費生活センターでマイナンバーカードの交付を行うことで、消費生活相談に縁のない市民にも、消費生活センターの認知を高めることができた。 1月～3月：6日間、260人	相談事例から、注意喚起が必要な情報を、様々な手段で市民に周知することができた。多くの市民に情報がいきわたる事で、悪質事業者の行動抑止力になること、トラブルの早期発見に繋がった。 消費生活センターの認知を高める施設利用の機会ができた。	引き続き、市の公式LINEなどのSNSや広報特集号等を通じて、情報提供を行う
		2	悪質事例の情報提供	悪質な取引事例などについては市ホームページなどで情報提供し、注意喚起を行います。	消費生活センター	引き続き、悪質な取引事例などを消費生活ニュースや広報特集号で取り上げ、広く市民に情報提供を行う。	・昨年に引き続き化粧品や健康食品をはじめとする定期購入に関する相談が多い傾向にあった。それらを含むチラシ配布、消費生活ニュース等に掲載するなど市民への情報提供を行った。 ・消費生活ニュース：毎月発行 12回 ・広報「消費生活特集号」発行(9月1日号) 285,000部 点字広報23部、声の広報(テープ16部、デジター26部、CD32部)、カタログポケット4ページ(インターネット掲載)	相談事例から、注意喚起が必要な情報を様々な手段で市民に周知することができた。	引き続き、市の公式LINEなどのSNSや広報特集号等を通じて、情報提供を行う
		3	相談会の開催	消費者トラブルにあわないため、出張相談会などを開催します。出前講座やイベントなどの様々な機会で開催への周知を図ります。	消費生活センター	引き続き、東京都などと連携し多重債務110番、高齢者の消費者被害特別相談、若者のトラブル110番を実施する。 また、各種講座の開催時には参加者へ消費生活センター相談窓口の周知を図り、民生児童委員、シニアクラブ連合会等の会合に進んで出向いていき、講座の周知や消費生活センター相談窓口の周知を図る。	東京都と下記特別相談を実施した。 ・多重債務110番 9月：2日間、3月：2日間 相談件数4件 ・高齢者の消費者被害特別相談 9月：3日間 相談件数9件 ・若者のトラブル110番 3月：2日間 相談件数5件	東京都と連携した多重債務110番、高齢者の消費者被害特別相談、若者のトラブル110番を実施し、事前に市の広報紙、市ホームページへの掲載、市の関係施設にポスター掲示、チラシ配布を行うことで相談者の掘り起こしを行った。 各種講座の開催時、参加者に消費生活センターのPRができた。	引き続き、東京都などと連携し多重債務110番、高齢者の消費者被害特別相談、若者のトラブル110番を実施する。 また、各種講座の開催時には参加者へ消費生活センター相談窓口の周知を図り、民生児童委員、シニアクラブ連合会等の会合に進んで出向いていき、講座の周知や消費生活センター相談窓口の周知を図る。
		4	啓発活動の推進	消費生活啓発推進委員会と連携し、消費者被害の未然防止のための啓発活動を行います。	消費生活センター	事務効率を高めながら、効果的な啓発を行う。	・広報「消費生活特集号」発行(9月1日号) ・消費生活ニュース 毎月発行 配架先をアルプス全店・農協全店(6月まで)・コープみらい3店舗、他にSNSで発信 ・くらしのレポート 3回発行 ・環境フェスティバル参加 ・生涯学習フェスティバル参加 ・消費生活フェスティバル：2月実開催 ・成人式(若者の消費者被害防止動画の公開) ・あきんど祭り	イベントの機会に消費生活トラブル防止の啓発チラシを手配りした。 また、消費生活ニュースなどの配架先を大型店舗の事業所に広げた。	事務効率を高めながら、効果的な啓発を行う。
		5	成年後見制度等の制度周知	安心して消費生活を送ることができるように、成年後見制度や権利擁護に関するパンフレットの配布、講座の開催などにより、制度の周知を図ります。	福祉政策課	令和4年度事業計画として講演会3回、学習会10回開催予定。 パンフレットを必要時増刷予定。	講演会 2回開催 参加人数 31名 学習会 11回開催 参加人数 89名 講演会、学習会共に新型コロナウイルス感染症対策を行いながら開催。うち2回の福祉・医療関係者向けの学習会については、オンライン(Zoom)開催した。 パンフレット2000部増刷した。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講演会、学習会共に人数を制限して行ったほか、オンラインも活用し、合計13回開催することができた。 なお、「はちまるサポート」と共催し、地域に身近な会場で学習会を7回開催した。	講演会、学習会合わせて13回開催予定。 パンフレットを必要時増刷予定。

			事業名	主な取り組み	課 名	令和4年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和4年度の実績 (左記に対する実績・成果物)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和5年度の取り組み予定 (内容・時期)
【消費者被害の防止・救済】 3―2 消費者被害の救済	(1)相談体制の充実による救済の強化	1	消費生活相談員による相談の実施	消費生活相談員による適切な相談対応を行い、被害の拡大防止・早期解決に努めます。必要に応じて、相談解決に向けて消費者と事業者のあっせんをします。	消費生活センター	引き続き消費生活相談員による相談を、新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら実施し、消費者被害の拡大防止・早期解決に努めるほか、必要に応じて事業者とのあっせんを行う。 消費生活相談員は随時専門研修等へ参加し専門的知識の向上を図る。	消費生活相談員による相談を実施し、消費者被害の拡大防止、早期解決に努めるほか必要に応じて事業者とのあっせんを行った。 消費生活相談件数は4,536件(前年度4,436件 2.3%増)となった。令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大に関する相談は減少したものの、昨年に引き続き化粧品をはじめとする定期購入に関する相談が多い傾向にあったが、全体としては昨年に比べ100件の増加となった。	消費生活相談員の適切な相談対応により、消費者被害の拡大防止や早期解決につながった。	引き続き消費生活相談員による相談を、新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら実施し、消費者被害の拡大防止・早期解決に努めるほか、必要に応じて事業者とのあっせんを行う。 消費生活相談員は随時専門研修等へ参加し専門的知識の向上を図る。
		2	多重債務相談の実施	多重債務相談については、消費生活センター及び多重債務問題庁内連絡会でよりきめ細かい対応をします。	消費生活センター	引き続き、消費生活相談員による相談を実施する。 必要に応じて、法テラスや弁護士会の多重債務相談を紹介し解決につなげる。	消費生活相談員による相談を実施し、必要に応じ法テラスや弁護士会、クレジットカウンセリング協会等の多重債務相談を紹介し解決につなげた。 ・相談件数 78件(前年度相談件数 83件)相談件数の17.2% ・多重債務問題庁内連絡会 10月12日 12課15名参加(全体17課)	消費生活相談員による相談を実施し、必要に応じて法テラスや弁護士会の多重債務相談を紹介し解決につなげた。	引き続き、消費生活相談員による相談を実施する。 必要に応じて、法テラスや弁護士会の多重債務相談を紹介し解決につなげる。
		3	専門的な相談の実施	弁護士会などとの連携による専門的な相談を積極的に実施します。	消費生活センター	引き続き、弁護士による消費生活法律相談を実施する。 ・弁護士相談 月2回 24回	弁護士による消費生活法律相談を毎月実施した。 ・相談件数 24回 105件	弁護士会などとの連携により、消費者トラブルに陥っている市民の救済強化が図られた。	引き続き、弁護士による消費生活法律相談を実施する。 ・弁護士相談 月2回 24回
					市民生活課	・引き続き、年間を通して無料法律相談の実施や専門機関の紹介を行う。 ・また庁内連絡会を通じて他所管とも連携をしていく。 ・総合市民相談会 令和5年(2023年)1月実施予定	・年間を通して無料法律相談の実施や専門機関の紹介を行った ・総合市民相談会 令和4年(2022年)1月実施	年間を通して無料法律相談の実施や専門機関の紹介を行った。 【令和3年度(2021年度)相談予約件数】 法律相談予約 1,559組	・引き続き、年間を通して無料法律相談の実施や専門機関の紹介を行う。 ・また庁内連絡会を通じて他所管とも連携をしていく。 ・総合市民相談会 令和5年(2023年)1月実施予定
	(2)関係機関と連携した事業者指導	4	特別相談の実施	東京都と連携し、多重債務・インターネット・賃貸住宅などの特別相談を行います。	消費生活センター	引き続き、東京都などと連携し多重債務110番、高齢者の消費者被害特別相談、若者のトラブル110番を実施する。	東京都と下記特別相談を実施した。 ・多重債務110番 9月:2日間、3月:2日間 相談件数4件 ・高齢者の消費者被害特別相談 9月:3日間 相談件数9件 ・若者のトラブル110番 3月:2日間 相談件数5件	東京都と連携した多重債務110番、高齢者の消費者被害特別相談、若者のトラブル110番を実施し、事前に市の広報紙、市ホームページへの掲載、市の関係施設にポスター掲示、チラシ配布を行うことで相談者の掘り起こしを行った。	引き続き、東京都などと連携し多重債務110番、高齢者の消費者被害特別相談、若者のトラブル110番を実施する。
		1	悪質事業者の公表・指導	国、東京都、警察、弁護士会などと連携し、悪質事業者への指導、勧告、事業者名の公表などを行い、不適正な取引行為を防止します。	消費生活センター	引き続き、国や東京都などの関係機関と連携し、消費者被害の防止に努める。	警察署、東京都からの照会に対し、相談情報の提供を実施した。 東京都 12件 警察署 7件	警察や東京都と連携し、悪質業者による不適正な取引行為の防止につなげた。	引き続き、国や東京都などの関係機関と連携し、消費者被害の防止に努める。
		2	商店会、商工会議所との連携	商店会、商工会議所と連携し、事業者に対する指導の徹底を図ります。また、事業者に対する啓発活動を積極的に実施するとともに、中核市移行で権限委譲された「計量業務」を実施する機会を利用し、個人営業店を含めた事業者との情報交換及び情報収集を積極的に行い、事業者指導に向けて連携を図ります。	消費生活センター	スーパーマーケットや専門店を対象に商品量目立入検査を実施し、事業者から得た計量方法等に関する情報を活用し、他の事業者へ周知・啓発を行う。 立入検査実施時期:(前期)6月～8月 (後期)10月～12月	スーパーマーケットや専門店を対象に商品量目立入検査を実施するとともに、計量制度の周知を図った。 【立入検査】 検査時期:6月～8月 検査地域:北東 検査戸数:74件 検査個数:899個 検査時期:10月～12月 検査地域:北西 検査戸数:70件 検査個数:1,114個	商品量目立入検査を実施し、正確な計量の実施を確保した。また、検査結果をホームページで発信することで、計量情報の周知が図られた。	商品量目立入検査の機会を利用し、計量制度の周知啓発を行い、事業者と一体となった正確な計量の実施の確保に努める。 立入検査実施時期:(前期)6月・7月 (後期)10月・11月

			事業名	主な取り組み	課 名	令和4年度の取り組み予定 (内容・時期)	令和4年度の実績 (左記に対する実績・成果物)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和5年度の取り組み予定 (内容・時期)
	(3) 的な相談員向上専門	1	相談員の専門的知識の向上	(独)国民生活センターなどの関係機関による研修へ計画的に参加し、相談員の専門的知識の向上を図ります。研修後は消費生活センターや市役所内関係課へのフィードバックにより、専門的知識や最新知識の共有に努めます。	消費生活センター	引き続き、(独)国民生活センターや東京都等が実施する専門的な研修に参加し、消費生活相談員の相談業務に係る専門的知識の向上を図る。	(独)国民生活センターや東京都等が実施する研修に積極的に参加し、終了後に受講した相談員が全相談員へ報告することで情報共有を図った。 ・国民生活センター研修 10講座 延23名 ・東京都研修 16講座 延41名 ・その他 5講座6名	(独)国民生活センターや東京都等が実施する専門的な研修に相談員が参加することで、消費生活相談対応のスキルアップにつながった。	引き続き、(独)国民生活センターや東京都等が実施する専門的な研修に参加し、消費生活相談員の相談業務に係る専門的知識の向上を図る。